

原子力損害賠償紛争解決センターの態勢に関する要望書

2012年（平成24年）4月11日

日本弁護士連合会

第1 要望の趣旨

福島第一、第二原子力発電所事故による膨大な数の被災者が被った経済的、精神的損害に対する賠償救済のために、文部科学省所管の原子力損害賠償紛争審査会に設置された裁判外紛争解決手続機関である、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」という。）の組織態勢について、以下のとおり改善するよう要望する。

- 1 実際に事件の仲介を行う仲介委員及びセンターの事務局として仲介委員を補佐するパネル調査官の人数を現行から大幅に増員することとし、そのための財政措置を政府の責任で講ずること。特に、パネル調査官に関しては最低でも倍増して約80名規模とするべきである。
- 2 センターの機能及び組織の強化のため、パネル調査官の採用において5年から10年程度の経験を持つ弁護士も交えて採用するなど、バランスの良い採用を行うこと。
- 3 同時に、パネル調査官の処遇の改善について、例えば一定の上限を設けてタイムチャージ制としたり、契約を超える長時間勤務について何らかの手当を設けることを含め、検討すること。
- 4 センターにおける仲介委員やパネル調査官の事務を補助するために、新たな事務職員を採用する際には、どのような人材を雇用すれば事務負担の軽減につながるのかを十分に検討すること。

第2 要望の理由

1 センターの態勢の現状

センターには、昨年9月の申立て受付開始から、これまでに1700件を超える申立てがなされ、現在も毎月300件から400件を超える割合で新たな案件の申立てが行われている。

これに対し、当連合会では、昨年8月からこれまでに仲介委員約130名とパネル調査官約30名の推薦を行い、同センターへの協力を実行している。

しかし、現在、仲介委員の1人当たりの保有案件は約30件を超えており、

本年3月末から改めて80名の追加推薦を実施する事態となっている。パネル調査官についても、当初推薦した30名では足りず、現在はセンターが公募した、修習を終えたばかりの弁護士を含む42名が勤務している。

パネル調査官の勤務形態は、非常勤（5時間45分労働）勤務の契約になっているが、実質は常勤の様態を呈しており、多くのパネル調査官の実働はこれをはるかに超える長時間勤務になっていると聞く。

一方で、報酬については、公務員の報酬基準に則り、仲介委員は日当約2万円が上限であり、上記の5時間45分を超えて複数件を処理するため、長時間労働をしたとしても一切の増額はなく、各弁護士のボランティア精神に頼らざるを得ない状況となっている。またパネル調査官については、年次によって段階的となっているが、年収換算で約500万円から650万円で前記のように契約を超える長時間勤務に対する手当はない。多くの調査官は法律事務所の経営に弁護士として責任を分担し、事務所の賃料や事務員の賃金を支払うために一定の経費を負担している。しかし、ほとんどの調査官はその給与だけで、他の業務のために働く時間もないため、所属する法律事務所の経費を負担することも難しい状況となっている。

2 2012年4月以降の変更点

センターは上記の現状を踏まえて、本年4月以降に、当連合会に仲介委員として80名を追加推薦を求め、パネル調査官についても随時増員するとしている。

また、パネル調査官の事務負担軽減のため、裁判所書記官の登用と、人件費の安い派遣会社からの人材派遣を受けて、受付や日程調整等の事務作業を補強することとなっている。

しかし、同時に本年4月からは国家公務員給与削減特例法に伴い、仲介委員の日当が約1万8千円に減額になり、パネル調査官は年収換算で約460万円から710万円の範囲の報酬になることが決まっている。

3 センター組織の問題点について

センターが様々な対応を行いつつあることは理解するが、早急に手を打たなければ、このまま事件数が増え続け、処理が追いつかず案件の滞留が発生し、社会問題化するおそれがあることは否めない。

また、月に300～400件を超える申立て状況の中で、実際に処理を行う仲介委員やパネル調査官の待遇を抜本的に改善することなく、そのボランティア精神に頼っていれば、辞任などを加速することにもなりかねない。

仲介委員やパネル調査官は、法律事務所の固定費（事務所家賃・事務員の人物費等）負担や事務所事件の処理の負担もあり、現在の処遇では事務所の経営と健全な生活を維持することも困難な極めて厳しい状況に置かれている。パネル調査官については、長時間勤務が常態化していることによる心身への影響も懸念されている。

そういった仲介委員やパネル調査官を支えるために、人物費の安い派遣会社の派遣社員が補強されているが、パネル調査官の事務負担の軽減に結びついているのか疑問がある。センターの予算が厳しいことも推察されるが、どのような人材を雇用すれば事務の効率的な運用に資するのかを抜本的に検討しなければならない。また、修習を終えたばかりのパネル調査官ばかりを雇用しているが、それにより弁護士業務の経験が不足している弁護士の教育等、センターにとって新たな負担となりかねないという問題もある。

なお、当連合会は、総括基準を相対交渉にも適用することを政府及び東京電力に求めている（2012年4月3日付け「『総合特別事業計画』において原子力損害賠償紛争解決センターの総括基準等を東京電力株式会社への直接請求手続においても遵守することを求める会長声明」を参照。）。この点が実現すれば、事件数が抑制されることとなるものと推測される。しかし、これだけ膨大な被災者がいる中で、センターの組織、態勢など内部を強化することが被災者救済のためにも強く求められている。

4 まとめ

上記のとおり、センターの人材が不足していることは明白であり、それを支える人材を一刻も早く補充し、環境整備を行うことが不可欠である。

したがって、当連合会は、国及び政府がセンター組織の強化、改善のために、要望の趣旨に記載した対策を一刻も早く講ずるよう強く要望する。

以上